

諮問番号：令和元年度諮問第23号

答申番号：令和元年度答申第23号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

処分庁の職員から殺菌消毒料に係る保護費も支給されるとの説明を受けたため現在の住居を契約したものであり、このような説明にもかかわらず、当該経費に係る保護費を支給しない原処分（生活保護変更処分）は違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 生活保護法（以下「法」という。）の処理基準では、転居に際して必要なものとして、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を敷金等として認定して差し支えないこととされており、処分庁は支給可能な経費に係る保護費を請求人に支給したのであるから、違法又は不当な点はない。

(2) 処分庁は、請求人が主張するような説明はしていない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び法の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人が、処分庁の指導に基づき転居するため、転居に要する費用として、保証料、火災保険料、殺菌消毒料及び仲介手数料に係る保護費を申請したこと（以下「本件申請」という。）に対し、処分庁は、保証料、火災保険料及び仲介手数料に係る保護費を支給したことが認められるが、これは本件申請のうち、法の処理基準により敷金等として認定して差し支えないとされている経費に係る保護費を支給したものであるから、原処分に違法又は不当な点はない。

なお、請求人は、処分庁の職員が殺菌消毒料に係る保護費も支給されると説明したにもかかわらず、当該経費に係る保護費を支給しないのは違法又は不当である旨主張しているが、処分庁の職員がそのような説明を行ったとする記録はなく、また、仮にそのような説明を行ったとしても、転居に要する費用として支給できる保護費は限定列举されており、それら以外の費用に係る保護費に

ついて支給する根拠はないことから、請求人の主張を採用することはできない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和元年10月3日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており（法第8条第1項）、保護に係る厚生労働大臣の定める基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として「生活保護法による保護の実施要領について」及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「実施要領の取扱い」という。）を定めているところ、これらの基準によれば、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合は、基準に定める範囲内において必要な額を認定して差し支えないものとされ、必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料及び保証料を敷金等として認定して差し支えないこととされている。

これを本件についてみると、請求人が転居した際に生じた経費について本件申請を行ったことに対し、処分庁は、保証料、火災保険料及び仲介手数料に係る保護費は支給したものの、実施要領の取扱いによると、殺菌消毒料は敷金等として認定して差し支えないとされている経費に含まれていないことから、殺菌消毒料に係る保護費は支給しなかったことが認められる。

そして、殺菌消毒料は、敷金や礼金等と異なり、転居に係る経費として必須のものであるとはいえず、実施要領の取扱いが殺菌消毒料を保護費の対象としていないことが、法の趣旨目的に反するとまではいえない。したがって、実施要領の取扱いに基づき殺菌消毒料に係る保護費を支給しないこととした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人は、処分庁の職員から殺菌消毒料に係る保護費も支給される旨

の説明があつたにもかかわらず、当該経費に係る保護費が支給されないのは違法又は不当である旨主張しているが、処分庁の職員がそのような説明を行ったことは記録上認められない。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子